

# I 総括

## 1 沿革

- 昭和16年 6月 茂原町高師 395-2 番地の県有地面積 1,577.05 m<sup>2</sup>、庁舎建築面積 400.1 m<sup>2</sup> 管轄区域は、5 町 21 村で発足する。
- 22年 保健所法改正により保健所の整備、業務の拡大、職員の増員により総務課、業務課の 2 課で構成され、特に結核予防、受胎調節、新生活運動を重点に活動を展開する。
- 28年 6月 茂原市に集団下痢（茂原下痢症）が発生。患者 7,191 名、本邦疫学史上特異な事件として国を挙げての防疫活動となる。7 月終息宣言
- 29年 4月 衛生課、予防課が新設される。
- 37年 本納町に集団赤痢発生。患者 206 名
- 40年 4月 保健指導課が新設され、保健衛生事業の推進を図る。
- 42年 4月 茂原市高師に犬抑留所改築される。
- 44年 2月 新庁舎（鉄筋 2 階建延面積 831 m<sup>2</sup>）完成。
- 44年 4月 茂原地区食品衛生監視機動班設置される。
- 49年 4月 検査課が新設され、検査体制が整備される。
- 53年 1 1月 茂原市住民からコレラ患者が発生。54 年 2 月終息宣言。
- 56年 4月 衛生課のと畜検査業務が南総食肉衛生検査所に移管される。
- 61年 3月 犬抑留所閉鎖される。
- 平成 元年 4月 環境保全課が設置される。
- 3年 9月 茂原市茂原 1102-1 長生合同庁舎へ移転。
- 3年 9月 長生村・茂原市赤痢発生。患者 9 名。防疫活動に入る。  
10 月 16 日終息宣言。
- 4年 4月 組織改正により、食品広域監視班が設置される。
- 5年 4月 組織改正により、環境保全課が環境保全班となる。
- 9年 4月 組織改正により、総務課・環境保全対策室・企画調整班・地域指導班 疾病対策班・食品衛生班・食品広域監視班・環境衛生班・検査班の 1 課 1 室 7 班体制となる。
- 12年 4月 組織改正により、総務課・企画調整班・地域指導課・疾病対策課・検査課 生活衛生課・食品広域監視班・環境保全対策室の 5 課 1 室 2 班体制となる。
- 13年 4月 組織改正により、環境保全業務が長生支庁県民環境課へ移管され、総務課 企画調整班・地域指導課・疾病対策課・検査課・生活衛生課・食品広域 監視班の 5 課 2 班体制となる。
- 16年 4月 組織改正により、長生支庁社会福祉課と統合し、長生健康福祉センター（長生保健所）となり、総務企画課・地域保健福祉課・生活保護課・ 健康生活支援課・広域検査課・食品広域監視班の 5 課 1 班体制となる。
- 20年 4月 組織改正により、広域検査課が検査課に、食品広域監視班が食品機動監視 班となる。
- 24年 4月 組織改正により、食品機動監視班が食品機動監視課となり現在に至る。

表1 歴代所長

	氏 名	在 任 年 月 日
初代	牛 山 猪三男	昭和16. 8. 1 ~ 昭和17. 7. 31
2代	北 原 圭 三	昭和17. 8. 1 ~ 昭和18. 8. 31
3代	沖 山 鎌三郎	昭和18. 9. 1 ~ 昭和29. 3. 31
4代	大 塚 信 義	昭和29. 4. 1 ~ 昭和35. 3. 31
5代	稲 田 正 實	昭和35. 4. 1 ~ 昭和37. 3. 31
6代	宍 倉 俊	昭和37. 4. 1 ~ 昭和39. 3. 31
7代	丸 山 正 雄	昭和39. 4. 1 ~ 昭和43. 3. 31
8代	多 留 通 矩	昭和43. 4. 1 ~ 昭和44. 3. 31
9代	斉 藤 英 夫	昭和44. 4. 1 ~ 昭和48. 3. 31
10代	今 野 邦 雄	昭和48. 4. 1 ~ 昭和52. 3. 31
11代	鈴 木 貞 三	昭和52. 4. 1 ~ 昭和55. 3. 31
12代	斉 藤 実	昭和55. 4. 1 ~ 昭和56. 6. 15
13代	日下部 茂 樹	昭和56. 6. 16 ~ 昭和59. 3. 31
14代	浅 野 誠 (心得)	昭和59. 4. 1 ~ 昭和60. 3. 31
15代	鷺 谷 健 次 (兼)	昭和60. 4. 1 ~ 昭和60. 4. 10
16代	山 田 裕 巳	昭和60. 4. 11 ~ 昭和62. 3. 31
17代	小 倉 敬 一	昭和62. 4. 1 ~ 平成 2. 3. 31
18代	安 井 成 美	平成 2. 4. 1 ~ 平成 3. 3. 31
19代	西 村 明	平成 3. 4. 1 ~ 平成 6. 3. 31
20代	堀 部 治 男	平成 6. 4. 1 ~ 平成 8. 3. 31
21代	内 田 佐太臣	平成 8. 4. 1 ~ 平成10. 3. 31
22代	碧 井 猛	平成10. 4. 1 ~ 平成15. 3. 31
23代	藤 木 哲 郎	平成15. 4. 1 ~ 平成18. 3. 31
24代	大 野 由記子	平成18. 4. 1 ~ 平成21. 3. 31
25代	松 本 良 二	平成21. 4. 1 ~ 平成22. 3. 31
26代	一 戸 貞 人	平成22. 4. 1 ~ 平成25. 3. 31
27代	久 保 秀 一	平成25. 4. 1 ~ 平成26. 3. 31
28代	井 上 孝 夫	平成26. 4. 1 ~ 平成28. 3. 31
29代	大 野 由記子	平成28. 4. 1 ~ 令和 3. 3. 31
現	鎗 田 和 美	令和 3. 4. 1 ~

## 2 概要

当管内は茂原市をはじめ1市5町1村の行政区域からなり、その総面積は326.88k㎡、うち郡部の面積は226.96k㎡で地勢は、東は九十九里浜をもって太平洋に接し、西は上総丘陵の尾根を境に市原市に接し、南は一宮町、睦沢町を境に夷隅郡に接し、北は白子町、茂原市本納地区を境に大網白里市に接している。

管内は、外房の地形をよく反映している。黒潮洗う美しい九十九里浜の海岸地域には、テニスコートやスポーツ施設、宿泊施設等が整備され、海洋リゾート地域を形成し、海水浴、サーフィン、テニス等を楽しむ来遊客が多い。上総丘陵地域は、安らぎの自然休養施設等が整備され、水と緑に恵まれた豊かな自然環境とふれ合うことができる。

また、中央部には、組立型産業を中心とした外房の中核都市があり、歴史的な神社仏閣と観光スポットが点在している。気候風土は、温暖で農・畜産物、海産物等の自然の幸に恵まれている。

## 3 管内の状況

(1) 管内の人口及び世帯数等の概況

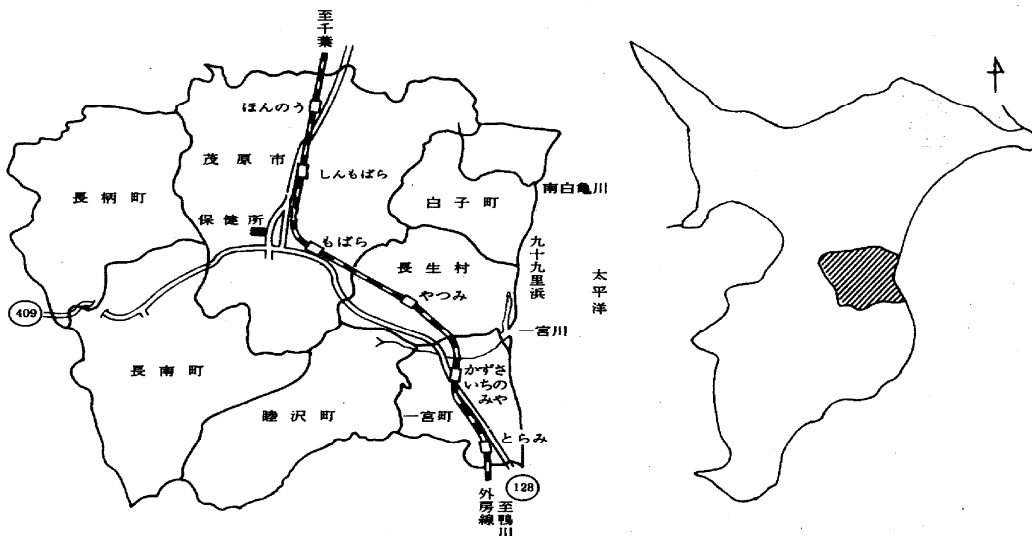
表3- (1) 管内人口及び世帯数等の概況

区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人/k㎡)	面 積 (k㎡)
管 内	59,885	142,315	435.37	326.88
茂 原 市	37,415	86,303	863.72	99.92
一 宮 町	5,056	11,889	517.14	22.99
睦 沢 町	2,482	6,704	188.37	35.59
長 生 村	5,622	13,651	483.22	28.25
白 子 町	4,150	10,114	367.78	27.50
長 柄 町	2,519	6,573	139.52	47.11
長 南 町	2,641	7,081	108.09	65.51
県 総 数	2,802,071	6,278,007	1,216.30	5,157.31

出典：(人口)令和3年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積)国土地理院 令和3年全国都道府県市区町村別面積調

図3- (1) 管内地図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は、表3-(2)-アのとおりで令和3年の年齢3区分によると、0歳～14歳までの年少人口は、9.8%、15歳～64歳までの生産年齢構成人口は55.1%、65歳以上の老年人口は、35.1%で、県平均(11.8%・60.9%・27.3%)に比して、年少人口及び生産年齢人口が低く、老年人口の割合が高くなっている。

管内の令和3年4月1日現在の年齢5歳階級別人口構成は図3-(2)のとおりである。

表3-(2)ア 年齢構成の推移

	年	総人口	年少人口 0歳～14歳		生産年齢人口 15歳～64歳		老年人口 65歳～		不詳	
				%		%		%		%
管内	18	163,013	20,296	12.5	106,592	65.4	36,125	22.2	0	0.0
	23	159,871	18,331	11.5	100,783	63.0	40,757	25.5	0	0.0
	28	153,119	16,356	10.7	88,276	57.7	48,487	31.7	0	0.0
	元	149,484	15,173	10.2	83,568	55.9	50,743	33.9	0	0.0
	2	147,846	14,642	9.9	82,031	55.5	51,173	34.6	0	0.0
	3	146,563	14,311	9.8	80,754	55.1	51,498	35.1	0	0.0
茂原市	18	95,536	12,605	13.2	63,952	66.9	18,979	19.9	0	0.0
	23	94,546	11,329	12.0	60,826	64.3	22,391	23.7	0	0.0
	28	91,078	10,080	11.1	53,641	58.9	27,357	30.0	0	0.0
	元	89,422	9,372	10.5	51,256	57.3	28,794	32.2	0	0.0
	2	88,705	9,054	10.2	50,586	57.0	29,065	32.8	0	0.0
	3	88,073	8,832	10.0	49,887	56.6	29,354	33.3	0	0.0
一宮町	18	12,233	1,495	12.2	7,663	62.6	3,075	25.1	0	0.0
	23	12,632	1,585	12.5	7,698	60.9	3,349	26.5	0	0.0
	28	12,417	1,582	12.7	6,970	56.1	3,865	31.1	0	0.0
	元	12,455	1,541	12.4	6,924	55.6	3,990	32.0	0	0.0
	2	12,382	1,500	12.1	6,893	55.7	3,986	32.2	0	0.0
	3	12,296	1,490	12.1	6,807	55.4	3,999	32.5	0	0.0
睦沢町	18	7,990	840	10.5	5,087	63.7	2,063	25.8	0	0.0
	23	7,560	713	9.4	4,550	60.2	2,297	30.4	0	0.0
	28	7,315	700	9.6	3,944	53.9	2,671	36.5	0	0.0
	元	7,025	668	9.5	3,586	51.0	2,771	39.4	0	0.0
	2	6,967	674	9.7	3,497	50.2	2,796	40.1	0	0.0
	3	6,903	681	9.9	3,417	49.5	2,805	40.6	0	0.0

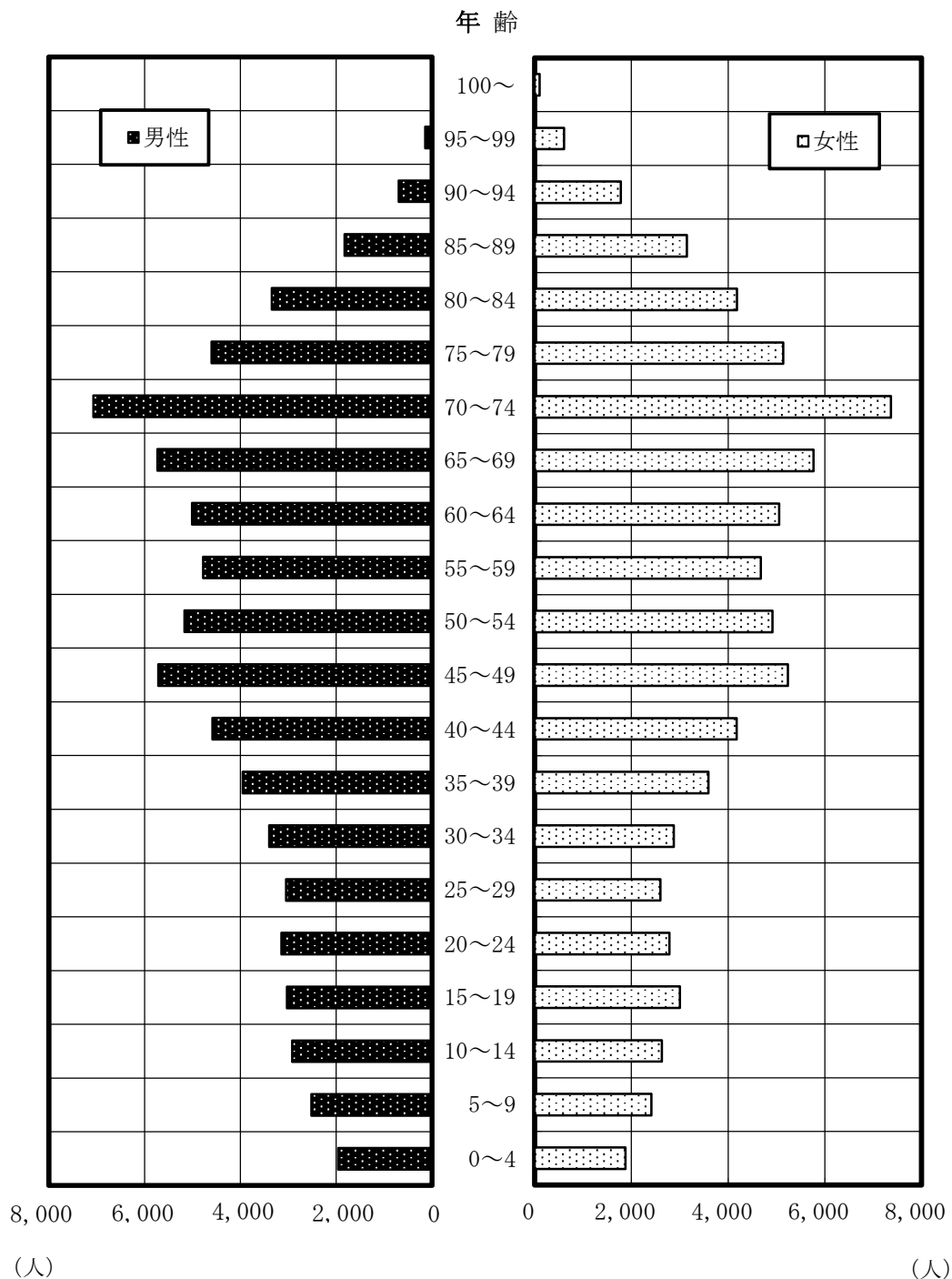
出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和3年4月1日現在）

（単位：人）

	年	総人口	年少人口 0歳～14歳		生産年齢人口 15歳～64歳		老年人口 65歳～		不詳	
				%		%		%		%
長 生 村	18	15,089	2,011	13.3	9,728	64.5	3,350	22.2	0	0.0
	23	14,966	1,828	12.2	9,335	62.4	3,803	25.4	0	0.0
	28	14,681	1,610	11.0	8,489	57.8	4,582	31.2	0	0.0
	元	14,285	1,400	9.8	8,103	56.7	4,782	33.5	0	0.0
	2	14,035	1,337	9.5	7,877	56.1	4,821	34.3	0	0.0
	3	13,932	1,291	9.3	7,840	56.3	4,801	34.5	0	0.0
白 子 町	18	13,434	1,384	10.3	8,551	63.7	3,499	26.0	0	0.0
	23	12,707	1,223	9.6	7,733	60.9	3,751	29.5	0	0.0
	28	11,777	1,076	9.1	6,417	54.5	4,284	36.4	0	0.0
	元	11,318	1,021	9.0	5,886	52.0	4,411	39.0	0	0.0
	2	11,122	966	8.7	5,721	51.4	4,435	39.9	0	0.0
	3	10,961	952	8.7	5,576	50.9	4,433	40.4	0	0.0
長 柄 町	18	8,541	972	11.4	5,465	64.0	2,104	24.6	0	0.0
	23	8,020	823	10.3	5,020	62.6	2,177	27.1	0	0.0
	28	7,348	642	8.7	4,153	56.5	2,553	34.7	0	0.0
	元	7,000	559	8.0	3,750	53.6	2,691	38.4	0	0.0
	2	6,817	530	7.8	3,578	52.5	2,709	39.7	0	0.0
	3	6,684	493	7.4	3,448	51.6	2,743	41.0	0	0.0
長 南 町	18	10,190	989	9.7	6,146	60.3	3,055	30.0	0	0.0
	23	9,440	830	8.8	5,621	59.5	2,989	31.7	0	0.0
	28	8,503	666	7.8	4,662	54.8	3,175	37.3	0	0.0
	元	7,979	612	7.7	4,063	50.9	3,304	41.4	0	0.0
	2	7,818	581	7.4	3,879	49.6	3,358	43.0	0	0.0
	3	7,714	572	7.4	3,779	49.0	3,363	43.6	0	0.0

図3－(2) 管内年齢5歳階級別人口構成図

(令和3年4月1日現在)



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口(令和3年4月1日現在)



表3- (2) -イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口

(単位：人)

年齢区分	総数	年少人口			生産年齢人口						
		0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～
管内 総数	146,563	3,832	4,932	5,547	6,035	5,932	5,649	6,277	7,546	8,761	10,951
男	72,618	1,956	2,518	2,919	3,030	3,142	3,048	3,399	3,953	4,584	5,714
女	73,945	1,876	2,414	2,628	3,005	2,790	2,601	2,878	3,593	4,177	5,237
茂原市 総数	88,073	2,416	3,031	3,385	3,727	3,765	3,754	3,959	4,715	5,324	6,850
男	43,556	1,239	1,544	1,762	1,867	1,976	2,008	2,136	2,459	2,762	3,562
女	44,517	1,177	1,487	1,623	1,860	1,789	1,746	1,823	2,256	2,562	3,288
一宮町 総数	12,296	399	520	571	543	451	412	501	667	919	1,003
男	6,066	200	280	305	283	251	226	262	333	467	531
女	6,230	199	240	266	260	200	186	239	334	452	472
陸沢町 総数	6,903	184	245	252	243	226	205	290	350	406	418
男	3,364	99	120	130	118	103	98	161	179	221	222
女	3,539	85	125	122	125	123	107	129	171	185	196
長生村 総数	13,932	311	445	535	655	659	530	555	680	845	1,032
男	6,909	151	222	284	328	359	308	300	349	458	520
女	7,023	160	223	251	327	300	222	255	331	387	512
白子町 総数	10,961	234	339	379	369	352	313	440	510	593	740
男	5,519	112	170	204	190	197	187	223	264	325	393
女	5,442	122	169	175	179	155	126	217	246	268	347
長柄町 総数	6,684	135	156	202	233	245	194	249	282	333	461
男	3,384	65	87	107	110	128	102	156	177	174	260
女	3,300	70	69	95	123	117	92	93	105	159	201
長南町 総数	7,714	153	196	223	265	234	241	283	342	341	447
男	3,820	90	95	127	134	128	119	161	192	177	226
女	3,894	63	101	96	131	106	122	122	150	164	221
千葉県 総数	6,319,128	223,556	253,958	269,690	282,127	332,220	334,176	345,311	388,407	430,616	519,220
男	3,150,771	114,472	130,578	138,457	144,753	172,044	173,858	180,173	202,102	223,559	269,855
女	3,168,357	109,084	123,380	131,233	137,374	160,176	160,318	165,138	186,305	207,057	249,365

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和3年4月1日現在）



年齢区分	生産年齢人口			老年人口							
	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～	100～
管内 総数	10,084	9,455	10,064	11,495	14,432	9,736	7,526	4,968	2,478	755	108
男	5,166	4,776	5,006	5,728	7,067	4,598	3,343	1,822	698	144	7
女	4,918	4,679	5,058	5,767	7,365	5,138	4,183	3,146	1,780	611	101
茂原市 総数	6,233	5,753	5,807	6,442	8,356	5,746	4,364	2,731	1,282	372	61
男	3,178	2,903	2,868	3,167	4,009	2,699	1,950	1,025	363	75	4
女	3,055	2,850	2,939	3,275	4,347	3,047	2,414	1,706	919	297	57
一宮町 総数	844	694	773	845	1,117	757	591	401	221	60	7
男	451	347	367	416	547	352	258	120	62	8	0
女	393	347	406	429	570	405	333	281	159	52	7
陸沢町 総数	391	418	470	629	751	535	376	295	151	61	7
男	194	205	240	313	366	265	166	118	34	12	0
女	197	213	230	316	385	270	210	177	117	49	7
長生村 総数	1,002	970	912	1,059	1,360	894	699	476	229	74	10
男	507	478	465	535	664	428	300	166	76	9	2
女	495	492	447	524	696	466	399	310	153	65	8
白子町 総数	736	707	816	1,005	1,240	857	635	390	221	77	8
男	385	375	415	513	645	386	302	146	66	20	1
女	351	332	401	492	595	471	333	244	155	57	7
長柄町 総数	405	447	599	674	792	426	384	272	152	37	6
男	205	224	316	351	411	209	163	98	35	6	0
女	200	223	283	323	381	217	221	174	117	31	6
長南町 総数	473	466	687	841	816	521	477	403	222	74	9
男	246	244	335	433	425	259	204	149	62	14	0
女	227	222	352	408	391	262	273	254	160	60	9
千葉県 総数	473,133	393,423	347,546	382,397	474,858	351,984	262,923	161,045	70,048	19,445	3,045
男	246,005	202,870	175,921	187,256	225,419	161,154	116,032	61,751	20,394	3,762	356
女	227,128	190,553	171,625	195,141	249,439	190,830	146,891	99,294	49,654	15,683	2,689

#### 4 健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日

(令和3年4月1日現在)

区 分	曜 日	時 間	備 考
精神保健福祉相談	① 毎 月 第4火曜日 偶数月 第2火曜日 ② 奇数月 第3火曜日	① 14:00～16:00 ② 14:00～15:00	予約制
エイズ相談 HIV等抗体検査	① 毎 月 第1・3火曜日 ② 偶数月 第3火曜日	① 13:00～13:30 ② 17:30～18:00	相談：随時受付 検査：予約制
性感染症検査	① 毎 月 第1・3火曜日 ② 偶数月 第3火曜日	① 13:00～13:30 ② 17:30～18:00	予約制
肝炎ウイルス検査	① 毎 月 第1・3火曜日 ② 偶数月 第3火曜日	① 13:00～13:30 ② 17:30～18:00	予約制
骨髄バンクドナー 登録受付	第1火曜日	10:00	予約制
腸内細菌検査	第1・2・3・4火曜日	9:00～11:00	有料
D V 相 談	来所相談：月曜日から金曜日 電話相談：月曜日から金曜日	9:00～17:00	来所相談：予約制
家庭児童相談	月曜日から金曜日	9:00～17:00	
ひとり親家庭 自立支援相談	月曜日から金曜日	9:00～17:00	
障害のある人への 差別に関する相談	月曜日から金曜日	9:00～17:00	

## 5 各種委員会

### (1) 長生健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条及び千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項に基づき、設置している。

地域保健法第 11 条：

第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること

表5－(1) 運営協議会委員名簿 (令和3年9月1日現在)

現 職 名	氏 名
茂原市長	田 中 豊 彦
一宮町長	馬 淵 昌 也
睦沢町長	田 中 憲 一
長生村長	小 高 陽 一
白子町長	石 井 和 芳
長柄町長	清 田 勝 利
長南町長	平 野 貞 夫
茂原市長生郡医師会長	鈴 木 秋 彦
茂原市長生郡歯科医師会長	道 脇 健 一
外房薬剤師会長生地区会長	永 島 潤 一
千葉県看護協会会長夷地区部会長	亀 田 日 出 子
千葉県獣医師会長生支部長	富 山 久 利
県議会議員	酒 井 茂 英
県議会議員	鶴 岡 宏 祥
県議会議員	市 原 淳
茂原市社会福祉協議会長	鬼 島 義 昭
一宮町婦人会長	石 野 敏 江
長生保健所管内食品衛生協会会長	中 村 勇
茂原商工会議所女性会長	林 は る み
長生保健所管内栄養士会長	中 田 と み 子

(順不同・敬称略)

(2) 長生保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条に基づき、設置している。

法律第 24 条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第 18 条第 1 項による通知、第 20 条第 1 項及び第 26 条による一類感染症及び二類感染症の患者に対する 10 日以内の入院勧告、あるいは第 20 条第 4 項及び第 26 条による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表 5 - (2) 感染症診査協議会委員名簿 (令和 4 年 3 月 31 日現在)  
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
ポ プ ラ ク リ ニ ッ ク	鈴 木 秋 彦
山 之 内 病 院	端 迫 清
大 木 医 院	大 木 専 一 郎
麻 生 司 法 書 士 事 務 所	麻 生 武
元 千 葉 県 職 員	吉 野 貞 子

## 6 機構及び事務内容

(令和4年3月31日現在)

総企画課 6名	1	庶務、人事、文書收受及び財産に関すること
	2	予算、決算、経理及び物品会計に関すること
	3	給与、旅費、共済組合及び職員の福利厚生に関すること
	4	医療関係の許認可及び諸届等に関すること
	5	薬機法、薬剤師法、毒物及び劇物取締法に関すること
	6	献血推進に関すること
	7	災害・健康危機管理に関すること
	8	地域保健医療計画に関すること
	9	保健、医療、福祉に関する情報の収集、整理に関すること
	10	人口動態統計及び衛生上の統計に関すること
地域保健福祉課 16名	1	保健師に関すること
	2	母子・成人・老人・歯科保健に関すること
	3	衛生教育に関すること
	4	栄養改善・調理師法の施行に関すること
	5	児童扶養手当・特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び児童手当法の事務に関すること
	6	精神保健及び精神障害者の福祉に関すること
	7	指定難病等医療費助成に関すること
	8	民生委員及び児童委員に関すること
	9	家庭及び児童の調査相談・指導に関すること
	10	母子・父子及び寡婦家庭の相談指導に関すること
	11	児童福祉法・老人福祉法・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の事務に関すること
	12	介護保険に関すること
	13	配偶者暴力相談支援センターの業務に関すること
	14	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県条例に関すること
生活保護課 9名	1	生活保護法の事務に関すること
健康生活支援課 12名	1	感染症予防法の施行に関すること
	2	難病対策に関すること
	3	予防接種法の施行に関すること
	4	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行に関すること
	5	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること
	6	食品衛生法等に関すること
	7	ふぐ取り扱い等に関すること
	8	狂犬病予防法、動物の保護・管理に関すること
	9	興行場・公衆浴場・旅館・理美容所・クリーニング所等に関すること
	10	温泉法・水道施設等に関すること
	11	住居衛生に関すること
	12	建築物の衛生的環境の確保に関すること
	13	食品・環境関係業者の衛生教育に関すること
	14	健康危機対策に関すること
検査課 7名	1	臨床、腸内細菌、感染症、食中毒、食品衛生検査に関すること (夷隅・山武保健所管内を含む)
食品機動監視課 4名	1	食品製造業、大規模小売店舗、旅館業及び特定給食施設等の監視指導並びに食品の収去に関すること (夷隅・山武保健所管内を含む)
センター長(技) 1名		
副センター長(事) 1名		
副センター長(技) 1名		

## 7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(令和4年3月31日現在)

	所長 (センター長)	次長 (副センター長)	総務 企画 課	長地域 保健福祉 課(課長)	生活 保護課 (課長)	長健康 生活支援 課(課長)	検査 課(課長)	長食品 機動監視 課(課長)	計
合計	1	2	6	16	9	12	7	4	57
医師	1								1
事務		1	4	4	9 【1】				18 【1】
薬剤師			2			2		2	6
獣医師						2		2 【1】	4 【1】
保健師				5		5			10
診療放射線技師						1			1
臨床検査技師							6 【1】		6 【1】
管理栄養士		1		5 【1】					6 【1】
精神保健福祉士				1					1
その他の技術職員				1		1 【1】	1		3 【1】
その他の職員						1			1
(再掲)	食品衛生監視員	1				5 【1】		4 【1】	10 【2】
	環境衛生監視員	1				5 【1】			6 【1】

(注) 技術職員の内訳は、主たる職種とする。また、兼務職員の内訳は ( ) に、課長の職種は、【】内に再計とした。

\*作成上の注意事項：各保健所の状況に応じ課名を加えることとし、記載の順番は事業年報の順とする。

